■　第 14 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成 26 年 12 月 18 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、竹田委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、長谷川(美)委員、桝屋委員、松永委員　計 15 名

・関係課：こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業政策課長、都市計画課長補佐、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計９名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員 5 名

〇傍聴者：９名（うち報道１名）

１　開　会

（司　会）

皆様、お揃いのようでございます。ただいまから第 14 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開催いたします。本日、お忙しい中、検討会にご出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行を務めます、障がい福祉課の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。したがいまして、委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちします。お手数ですが、発言の際は挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。本日、机の上に配付したものとして、出席者の名簿、座席表、資料の誤りを訂正する正誤表を配付させていただいております。また、直接議事には関係ございませんが、講演会のチラシも一枚、配付させていただいております。次に、事前にお送りした資料として、本日の次第、当日の検討

会で議論いただきたいポイント、それから番号の振ってあります資料が、資料 12、資料 13、資料 14、資料 15、資料 16、そして参考資料６がございます。以上になりますけれども、お持ちいただいておりますでしょうか。資料番号につきましては、前回からの通し番号となっておりますので、資料は 12 から、参考資料については６からということになっております。参考資料６ですが、前回の検討会終了後に傍聴された方から寄せられた意見となっております。皆様、ご確認のうえ、参考としていただきたいと思います。この検討会では、参考資料６にありますように、傍聴される方に対しまして、感想や意見を検討会に伝える仕組みというものを設けております。傍聴された方からいただいた感想や意見につきましては、委員の皆様の参考資料として、検討会当日に配付させていただきます。傍聴されている方におかれましては、様式は問いませんので、意見や感想がございましたら、事務局のほうにご提出していただきたいと思います。

次に、議事に移ります前に、本日の委員の出席状況でございますが、委員 19 名のうち正道委員、白柏委員、田中委員、和田委員の４名の方から欠席の連絡をいただいております。したがいまして、15 名の出席となっております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事については長澤座長に進行をお願いいたします。それでは、長澤座長、よろしくお願いいたします。

２　議　事

（１）第 13 回検討会のまとめについて

（長澤座長）

皆様、よろしくお願いいたします。次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議事（１）第 13 回検討会のまとめについてです。資料 12 では、前回検討会での主な意見と、今回、お配りした資料 15 の一番右側の欄の再検討（案）について整理してあります。こちらについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、このあたりで次の議事に移らせていただきます。

（２）前回の積み残し事項について

（長澤座長）

議事（２）前回の積み残し事項についてです。前回、積み残し事項が３点あったかと思います。まず、１点目です。助言・あっせんを市長が行うべきか、調整委員会が行うべきかに

ついて。二つ目、合理的配慮について、民間事業者は義務化という方向で前回まとまりましたが、市民も義務化の対象として含めるかどうかという部分。三つ目、合理的配慮の発生要件について、求めがあった場合に行うとされていますが、これを求めがあった場合に限定するのではなく、「現に障がい者が存し」という表現にすべきではないかという３点が積み残しになったかと思います。３点目の合理的配慮の発生要件については、議事（３）条例（たたき案）の第２条の定義のところで議論したいと思いますので、ここでは２点についてご意見いただきたいと思います。３点目は後で審議いたします。

○　助言・あっせんについて

（長澤座長）

まず、最初に助言・あっせんについて、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 13 をご覧ください。こちらは１、２、３とありますが、前回の助言・あっせんに対するご意見と条例のたたき案、第 14 条の助言またはあっせんの部分。それから、３として調整委員会の構成員（案）の三つを並べてあります。まず、前回、出された意見の（１）ですが、「調整委員会が助言・あっせんの進言をするといっても、最後は市長の判断に委ねられているということになれば、そこには疑義が出てくる」というご意見です。これにつきましては、第 14 条第３項で、市長は調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると認める場合は、助言又はあっせんを行うものとしますとしておりますので、この条例において、調整委員会から進言を受けた後に、市長が判断するという部分がないと考えております。また、調整委員会から助言・あっせんの進言を受けた場合は、繰り返しになりますが、市長の判断は挟まずに行うということで、今ほどの（１）の部分については、疑義はないものと考えております。

次に、意見の（２）です。「助言・あっせんの判断は調整委員会が行うが、市長が行う場合と調整委員会が行う場合に何か違いがあるのか」ということです。これにつきましては、事務局では大きな違いはないと考えております。あくまでも調整委員会の判断に基づき、市長が出すのか、調整委員会が出すのかの違いでしかないということです。なお、調整委員会まで上がってきた案件というのは、当事者同士で相当詰めた後の案件と考えられますので、われわれとしては案としまして、最後は助言、あっせんは市長が責任を持って行うべきということで考えております。

次に、（３）「市長の諮問を受け、調整委員会が助言・あっせんについて審議する。その審議の対象が市であった場合、他の自治体では何か工夫しているか」というご意見について

です。

まず、市が市に助言できるかということについては、当市の法制担当課に確認したところ、それは法制上問題ないということが１点あります。そして、工夫という部分につきましては、先行で自治体の長が出すところについて確認いたしたところ、これにつきましては、助言・あっせんの申立の窓口が市になっていますので、仮に市の差別的行為があったとしても、申立があった時点で、市は改善が図られると考えていると、他都市では答えております。また仮に助言・あっせんの進言を受けたとしても、進言を受けた時点では、市は差別に当たる行為の改善を図ると考えられるため、市が助言・あっせんの対象となることは想定していないと、三つの市に確認したのですが、三つの市ともそのように答えております。結果として、特に工夫はしていないということでございます。

また、３番目の調整委員会の構成員（案）ですが、現在のところ市に関係するような人は、調整委員会の構成員に含まれておりませんので、市が助言・あっせんの対象となる場合は、中立性が保たれるものと考えております。また、市が申立の段階で調整委員会に諮るかどうかということは市の判断になるわけですが、そこでまた中立性を担保するために、何を却下したか。何の申立があり、何を却下したかという部分についても、調整委員会に示すことで中立性を保ちたいと考えております。それは、また運用の中でやっていきます。

また、話は変わるかもしれませんが、調整委員会の構成員に関係するような事業者が助言・あっせんの対象となった場合には、その際にはそれに関係する委員は欠席いただいて、運用の中で審議していきたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。前回、いろいろ懸念されることが出されたわけですが、そういったことは、まず心配いらないだろうということで、市としては、先に示した事務局案どおりでいくというような趣旨だったかと思います。

ただいまの説明を含めて、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

意見ではないのですけれども、実は、今日、この会議に臨むにあたって、法務局の人権擁護課の課長に一応、資料を見てもらいました。そうしたら、今、説明があった資料 13 の３の調整委員会の構成員というところの①法務局となっているところは抜いてほしいということを課長が言ったのです。そのあたりどうなのかということです。というのは、私どもは日常的にいろいろな相談を受けさせていただきながら、あくまでも法的な括りはないということを最終的に申し上げながら、相手方と相談者との話を調整させていただき、最後は説示・勧告までで、法的な括りはないということをお話しして、どうしてものときは、やはり弁護

士につなぐ、そういう専門のところにおつなぎするということで、ずっと相談電話、来談をさせていただいておりました。だから、課長が言ったのは、そういう意味で、法務局もやっているし、例えば、ここで調整委員のほうに申し立てた当事者が法務局にもまた言ってきた場合どうするか、そういうことを心配されたのかと。時間がなくて、昨日、荒れた模様で会議が終わると、私もすぐ帰ることにしていましたので、課長から詳しいことは聞いてこなかったのですけれども、そういったことが少しあるのかということで、冒頭に話をさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございます。委員の構成から外す、外さないということは、ここで決断するわけにはいかないのですけれども、今のご質問等について、何か事務局でお答えできることはありますか。

（事務局）

今、そういうご意見をいただいたので、また改めて考えてみたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。なければ、事務局案どおり、市としては市長が行うということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○　合理的配慮について、市民を義務化の対象とするか

（長澤座長）

次、合理的配慮の提供について、市民も義務化するかという点についてです。この件について、問題点や考えるポイントについて、田中委員から説明をしていただく予定だったのですが、残念ながら今回、欠席ということで、この件は次回に審議したいと思います。この件で、事務局で説明されることはございますか。

（事務局）

市民まで加えるかどうかという部分については、もう少し事務局のほうでも案を練りまして、形としては、市民は対象としないという方法。それから、したとしても、理念的な規定だけとする方法。それから、助言・あっせん、場合によっては公表までいくという方法と、いくつかパターンがありますので、それらもいろいろ考えたうえで、次回、田中委員の意見とともに、お示しできたらと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。では、次回ということでよろしくお願いいたします。以上で、

議事の２を終了させていただきます。

（３）条例（たたき案）について

（長澤座長）

次は、議事（３）条例（たたき案）についてです。こちらについては、事前配付資料 15 で、第 11 回から第 13 回の意見を反映させた条例のたたき案が出されていますので、名称・略称から順に皆様からご意見をいただきたいと考えております。なお、資料 15 につきましては、下線部分になりますが、第 11 回から第 13 回検討会で出された意見と、それらの意見に対する再検討（案）を追加で盛り込んでありますので、そちらについてもご確認いただき、ご意見いただけたらと思います。なお、この議事の進め方としましては、１ページから４ページの名称・略称と前文、第１章総則の部分を一つの括りとして、事務局から説明いただき、その後、ご意見いただきたいと考えています。次に、５ページから 14 ページの第２章第１節、不当な差別的行為の禁止から、第２節の障がいを理由とした差別の未然防止策までを一つお括りとして事務局から説明いただき、その後、ご意見をいただきたいと考えております。時間がもしありましたら、15 ページ以降の第２章第３節の差別の事後防止策に進みたいと考えています。なお、さまざまなご意見が出されるかと思いますが、ここで決着をつけるというか、決めるということではなく、広くご意見をいただき、その上で最終案として、また再度お示しいただくという形を取りますので、そのようにご了解いただきたいと思います。では、事務局説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、資料 15 をご覧ください。今ほど、座長からもありましたように、前々回、お配りしましたものからこれまでの議論を踏まえ、修正すべき部分を修正して、また改めて出したものがこの資料 15 になります。この欄の見方ですが、左側から条例のたたき案、要は条文の案です。それから、中間とりまとめ。これは、条文を作るにあたって、中間とりまとめから条文を作っているということ。もとになった中間とりまとめの部分になります。それから、意見等というのは、これまでの中間とりまとめを各区で説明した際にいただいたご意見。それから、これまでの検討会の中で出たご意見。それを踏まえて条文ができているという形になります。再検討（案）につきましては、前にもお話ししましたが、意見交換会で各区で説明した際のご意見に対して、どういう考えかということは、後でホームページ等で公表する部分が再検討の案の部分になります。条例のたたき案、条文につきましては、当市の法制担当課とはいろいろな部分で相談はしているのですが、条文については、ある程度、固まってから全体を見るということで、まだ法制担当課が目を通して、きちんとした条文でな

いということでご理解いただきたいと思います。この検討会で一通り見た後には、改めて法制担当課と文言について協議する形になりますので、そこはご了解いただきたいと思います。下線が引かれているところが検討会で出されたご意見を踏まえて、追加で盛り込んだ部分。取り消し線があるところが見直しを図って削った部分になります。

それでは、まず名称と略称についてです。こちらは中間とりまとめの内容を踏まえ、名称・略称は変えておりません。略称は条文には出てこないわけですが、名称は変えておりません。意見交換で出された意見が二つほどありますが、条例の名称としては、このままいきたいと考えております。

次に前文の部分です。こちらは、前文・基本理念を設けるべきとのご意見を踏まえ、主に障がい者施策審議会の部会提言書をもとに作成しています。内容としましては、目指すべき共生社会の姿、それから複合差別に関すること。障がいのある人の置かれている状況。次のページになりますが、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした条例であるということを前文で盛り込んでおります。

次に、第１章総則ですが、条例の目的については、中間とりまとめを踏まえ、障がいのある人の取り巻く状況について理解を深め、社会的障壁のないともに生きる社会を実現することを目的としております。なお、中間とりまとめでは、実現に寄与することを目的とするとしておりましたが、「実現を目的とする」のほうが思いが込められていてよいというご意見を踏まえ、文言を見直しております。

次に、定義です。第１号の障がいについては、発達、難病を含む心身の障がい。第２号の障がいのある人、この人という表現には障がい児も含むと考えております。障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受けている状態にある人としております。

次のページに移りまして、第４号の差別ですが、こちらは不当な差別的行為を行うこと。または合理的配慮の不提供を差別と定義しております。中間とりまとめでは、不当な差別的対応としておりましたが、対応を行為という言葉に変えております。

次に、第６号の合理的配慮の定義についてですが、こちらは資料 16 を使い説明させていただきますので、資料 16 をご覧ください。この資料は、前回、弁護士会からの意見を受け、合理的配慮の発生要件について、差別解消法の考え方と意見書の内容、それらを受けた事務局案をまとめたものです。まず、差別解消法では下線の部分になりますが、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、合理的配慮を行わなければならない」としております。この意思の表明があった場合に限定していることにつきましては、国のＱ＆Ａでは「配慮を求められる相手方から見て、当事者が障がい者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで具体的に配慮を義務づけること

が困難なため」としています。一方で、弁護士会の意見では、またこれも下線部になりますが、「はっきりとした意思の表明がなければ、合理的配慮を提供しなくてよいという解釈がなされる余地のある定め方は、避けるべきだと。差別解消法にならうことなく、障がい者権利条約の趣旨に則り、求めではなく、現に存しとの文書規定にすべき」という提案が出されております。こちらにつきましては、見た目で障がいがあることが分かるのであれば、意思の表明がなくても合理的配慮を提供すべきという考えにより、弁護士会から出されたご意見だと思いますが、事務局といたしましては、現に存しという言葉が少し分かりにくい堅い表現であり、もう少し障がいのある人の主体性も尊重されるべきだろうということがありますので、次のページになりますが、「障がいのある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、もしくは表明がなくともその旨を認識した場合」と合理的配慮を定義したいと考えております。このような形であれば、障がい者の自主性、主体性が確保されますし、また見た目だけでは判断できない、配慮され、また配慮されたくない障がいのある方もいらっしゃると思いますので、そのような方にも配慮した形になるのではないかということで、このような形を提案させていただきました。

次に、資料 15 に戻りまして、４ページ、一番上の第７号です。事業者の部分ですが、この条例では、「市内で事業活動を行うすべての者」としております。この者というのは、法律上の人格者、自然人及び法人を表すということでございます。

次に、第３条の市の責務と第４条の市民等の責務については、中間とりまとめを踏まえ、その内容を市の責務として一つ。市民・事業者の責務として三つ規定しておりますが、ここの部分につきましては、９月にいただきました弁護士会の意見については、責務規定に関するご意見がありましたが、ここの部分は反映しておりませんので、後で角家委員からご意見いただければと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいま、名称・略称、さらに前文、第１章総則部分について説明がありました。名称・略称、前文、第１条から第５条について、何かご意見はありませんでしょうか。なお、責務規定は弁護士会の意見書に意見ございます。いかがでしょうか。大分、量が多いのですが、目をお通しいただき、ご意見をいただきたいと思います。

名称・略称についてはよろしいでしょうか。大分、意見が反映されたのが前文です。この辺についていかがでしょうか。表現や文言など。

（佐藤（洋）委員）

意見といいますか、前文はこのように書かれて、とても分かりやすくなったと思うのですが、さらに市民に周知していただくには、例えば、資料 15 の一番右上、再検討（案）２と

して「共生・共に生きる」というところの３行に書かれている文。先ほどの説明の中には、ホームページで説明されると言われましたが、やはりホームページを見られる人はそれで構わないけれども、全くそういう部分に触れられない市民が多数いらっしゃると思いますので、そのあたり周知啓発というところで、この検討会の中でずっとお話が出てきた、障がいのある方たちの発言では、生きづらさ、生活のしづらさというところは、非常にお話があったと思いますので、このあたりホームページだけではなくて、いろいろなところで周知、啓発をお願いしたいというお願いです。意見ではありません。

（長澤座長）

ありがとうございました。確かにそのとおりだと思いますので、すべての人に内容が分かるように、ホームページ以外でも提供できるようにご検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかに前文についていかがでしょうか。

お気づきになったときには、ご自由に発言されて構いませんので、第１章総則の（５）あたりまでで何かございますでしょうか。前文についても、何かありましたらお願いいたします。総則の第１条、第２条の（５）あたりでいかがでしょうか。この辺も特に、新たに大きく変わったということはありませんので、特に問題ないかと思いますがいかがでしょうか。それでは、ここは、前回の積み残しですので、（６）の合理的配慮について、資料 16 も交えてご説明いただきましたが、この点については、ぜひこのような表現にしたということで、事務局案についての意見も含めて、委員の皆様からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（竹田委員）

基本的に事務局案に賛成します。とてもいい、分かりやすい言葉を考えていただいたと思って、「現に存し」というのは、確かにいろいろな方が見た場合、分かりにくい部分は確かにあるなと思っていたのですけれども、その内容をきちんと入れていただいたので、賛成したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

（角家委員）

私は少し違う立場からの意見です。現に存しという表現自体にするかどうかはともかくとして、それに近い表現。表現を変えるとしても、内容はそれにしてほしいということです。事務局案で出していただいたものには、もしくは表明がなくともその旨を認識した場合ということが入っています。ここが気になっていまして、これだと認識しませんでしたと言われると、やはり同じなのではないかという気がします。可能性としては、認識しえた場合とす

ることもあるとは思うのです。それであれば、内容としては悪くないとは思うのです。ただ、条文の規定としてあいまいで分かりにくくしてしまうので、結論としては、私はそれも反対で、現に存しがいいと思っています。ただ、解釈として、その中で、認識しえなかった場合まで義務違反があったとはしないと解釈することはいいと思っているので、内容に反対なわけではないのですが、このような表現をすることについては、再考をお願いしたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

（佐藤（佐）委員）

私は、求めがあるときのままでいいと思っております。理由は、国のＱ＆Ａに、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障がい者なのか、配慮を必要としているか否か分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務づけることが困難なためと書いてあります。合理的配慮自体がはっきりしない、少し分かりにくい部分があるのに加えて、またここでさらに疑義が生じるような文言を入れるということは、混乱を招くのではないかと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございます。前のままでということですね。ほかの委員いかがでしょうか。

（佐藤（洋）委員）

やはり今、佐藤（佐）委員がおっしゃったように、一般の市民、私たちが見て、文言をすとんと胸に落ちるような言葉であれば、みんな分かるかと思います。だけれども、やはり専門用語、現に存しということは、なかなか難しいという気持ちでおりますので、やはりこのあたり皆さんでどうなのか、討議したほうがいいのかと思いました。現に存しということは、とても難しい、弁護士というところの法的な部分ではそういう言葉はありえるのですけれども、一般市民とした場合、少し難しいかと感じております。だから、今、佐藤（佐）委員がおっしゃったように、私はこれを支持したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。すみません、角家委員に確認なのですけれども、要は表現どうのというよりも、表明なしでも提供すべきだというお考えですよね。

（角家委員）

そうです。

（長澤座長）

もう少しご発言いただけますか。

（川崎委員）

角家委員を攻めるようで恐縮なのですけれども、やはり事業者においても対応可能な範囲というものを考慮すべきかという意味で、今、事務局で提示していただいた案を支持します。これは竹田委員がおっしゃったこととも、それは当然賛成しますし、サービスを提供する側もこれを理解できなければ、意味のない条文になってしまうということ。やはり現に存しは少し堅すぎて、理解しづらい。求めというあたりだけで、前回のたたき案は、これだけだとやはり不足のような気もいたしますので、今回の事務局案を支持します。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（桝屋委員）

さまざまな意見があった中で、このように案が訂正されていることを、私は賛成したいと思います。私としては、現に存しよりも分かりやすく市民の方にも浸透しやすいのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（伊東委員）

お伺いしたいのですけれども、例えば、以前のたたき台にあった、人の求めに応じてというようにした場合、直接の求めだけでしょうか。それとも、例えば、人が行政や事業者に合理的配慮を直接求めるのがなかなか難しいということもあるかもしれません。そういったときに、しかるべき団体が間に入って、利用者を取り結ぶとか、仲介するといったことも入りますか。

（長澤座長）

今の点について、事務局、ご説明をお願いしてもよろしいですか。

（事務局）

解釈としましては、家族や介護されている方、それから関係する方なども含めて、ご自分で意思表明できない方もいらっしゃいますので、そういう方に代わって意思表示する人も含めるという解釈でおります。

（伊東委員）

以前、桝屋さんがおっしゃったように、家族の中でもなかなか孤立してしまって、一番頼りになる家族が支援者たり得ないという状況にある方もいらっしゃるわけで、なかなか難しいのかと思っているのですけれども、そういった方を支援するような、そこにまた家族が支援するのが難しい中で、第三者が入るということも難しいのかもしれないのですけれども、そういう人こそが、最も支援を必要としている方なのではないかと思うのですが、いかがで

しょうか。

（佐藤（洋）委員）

今の伊東委員のお話を少し顧みますと、先回の終わる時点で、桝屋委員が家族でもどうのこうのという発言がありました。家族が理解されないから、そういう人たちへの何らかあってもいいのではないかという話をされた部分を含めての今の伊東委員のお話でしょうか。やはり障がいのある人に対して家族が障がいを受容していかなければ、なかなか難しいというところがあるので、そのあたりを第三者が入っていっていいのかということは、やはり皆さん、どう思っていらっしゃるか。そのあたり、とても苦しみも分かっていますし、第三者が入りにくいということも、家族の中に入っていくということも難しい。そういう部分を含めて、伊東委員の今のご発言に、どなたかが感じたことをお話に出していただいたほうが先へ進めるような気がして、今、発言してみました。

（長澤座長）

ありがとうございます。今の件について、どなたか委員の方がということですので、今の件で何かご説明可能な方はいらっしゃいますでしょうか。私も、その件で専門ではないので、明快に言えるかどうか分かりませんが、ここで今、議論することで大事なことは、ご自身が訴えるということの意義なのです。どういうことかというと、自己決定の尊重といって、その人の意思に関係なく、物事を決めないということなのです。ですから、やはり申し出があって、初めて発生するということなので、事務局案、あるいは前の案でも問題ないと思っているのです。でも、訴える手段は多様なのです。言葉以外でも、もちろんいいし、自分は困っているということをどのような手段を使っても伝えることはできるし、伝えた場合に、周りはそれにすぐ応答しなければいけないということもついているわけです。当然のことながら、手段というものは、家族でもいいだろうし、それを支援する人たち、家族以外の人でも構わないはずなのです。だから、こういうものを出すときには、必ず障がいのある方々には、あなた方にはこういう権利があって、訴えていいのですよ。どのような手段でもいいのですということを説明するとともに、そうでない人たちには、やはりきちんと反応するといいますか、そういったことの説明が必要かと思います。ですから、訴えがないから知らなかった。認識していないからということは通らないと思うのです。そういう意味で、私は、今回の事務局案だと、より分かりいいかと思ったのですが、いかがでしょうか。自己決定を大事にするということが、一番ずれないところだと思うのです。中にはしてほしくないという人もいるのです。そういうことに触れてほしくないという人も。

（松永委員）

家族との関係も、実は視覚障がい者の関係です。実は、私どもは相談を受けていて、家族

の対応が、その人が障がいを受け入れて、再出発するのに一番大事なことなのですけれども、現実には家族の方が自分の家庭に視覚障がい者がいるということに対して隠したがる、親が全然対応しないといった例があるのです。実際に、相談を受けていて、家族の対応が非常に悪いために、その方が次へのアプローチができていないという状況の方々はおられるわけです。そうすると、まず自分がどういう意思表示をするか。そこを家族から家の中ではなく、外に対してどのように申し出ていくかということは、大変大事なことだと思っています。ですので、あまり難しい言葉を使うと分かりにくくなってしまうので、今の事務局案でいいと思うのですけれども、その辺のところと、家族を見た場合、もっと別な対応の中で、家族を対応するべきであって、今回の条例から見た場合は、本人がきちんと訴えていくということが非常に大事ではないかと思っています。それと、実は、障がいを受け入れにくい方たちの中には、実は点字の資料が送れていくとすると、そのことを拒否する方々もおられるわけです。ですから、本人がどういうサービスを受けたいかという意思表示が絶対に必要だと思っています。いいと思って提供したことが、本人にとっては非常にマイナスの面というか、それは家族なり、周り近所のことなどもあって、障がいを隠したがる方々も実際におられるわけですので、その辺を考えると、認識したとしても、本人の意思表示がきちんとあってからこそが大事だと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。もしも、訴える術がない。家族の理解がなく、非常に苦しい立場におられるという場合には、現在の制度でどのような救う手立てというものはあるでしょうか。

（事務局）

ここで言うところの合理的配慮の意思の表明があったというのは、あまり手段がどうか、家族がどうかというよりも、本人としての意思表明の部分をどうやって受け取るかということだと思いますので、今、どういった手段があるかというお話でしたが、本人の意思の表明の方法としては、家族にとどまらず、支援者であったり、場合によっては行政のコミュニケーションの派遣の関係の方であったりということも、コミュニケーションを補佐できる方があれば、そういう手段を使って、ご本人の意思がどうかということを確認できればと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。いかがでしょうか。事務局で示された再提案でしょうか。このような表現でまずは収めたいと思いますがいかがでしょうか。

（遁所委員）

今さらながらという発言になるかもしれませんが、３ページの（３）の社会的障壁をもう一回、考え直してみたのです。自分もここの条例部会で発言させていただいた一つにあったかと思うのですが、昔、20 年前でしょうか。ＮＥＸＴ21 にエレベーターがないということで、社会的障壁の撤廃をといったときに、新潟日報の論説員の方が、障壁をわざわざ障害に書き直してくれたのです。それが、障壁という言葉がなくなって、窓の欄のところに障害ということが載った覚えがあるのです。今日、ここにいる私たち委員は、社会的障壁を散々見ていますし、それから基本法、差別解消法でも社会的障壁という言葉があるのですが、もし括弧になるならば、バリアになるのかということと、それをもって合理的配慮をもう一回、見直すと、社会的障壁の除去はバリアフリーですけれども、ずっと私がここで述べさせていただいたのは、バリアフリーということよりも、ユニバーサルデザインという観点で言っていたような気がしてということで、今さらながらなのですけれども、そういうニュアンスは盛り込めないかと。先ほど、皆さんも、松永委員もおっしゃっている自己決定というところでも、この堅い文言から自己決定を主張するということは、ユニバーサルデザインならば、何を取ってもいいのだよということでの意見表明がしやすいとずっと考え込んでいて、一言言わせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございます。社会的障壁、バリアという考え方と、もう一つ、どなたにとっても訴えやすいというユニバーサルデザインという考え方をどこかそういうニュアンスで、そういうことを感じ取れるような表現があればよいのではないかと解釈しましたが。

（長谷川（美）委員）

合理的配慮の文言もそうなのですけれども、座長から説明があったように、障がいのある方が何らかの形で自分の主張を他者に伝えることができるということによって、他者のほうがそのことに関心を寄せる。関心を高めるということは、とても大事だなと思います。そういったところで、合理的配慮の意思表明があった場合、関心を寄せてきちんとその人の声を聞きましょうという姿勢が表れていて、分かりやすいのは事務局案なのかと思います。でも、他方で、ずっと思っていることとしては、人のやさしさ、親切心、思いやりといったこともすべて合理的配慮ということになってしまうのだろうかという気持ちも、どこかでいつも引っかかっていまして、今ほど、遁所委員が社会的障壁という部分でユニバーサルデザイン的な発想も含められないだろうかといった場合に、そうあってもらいたいとも思うのですけれども、うまい文言が見つかりません。

また、社会的障壁の中に、慣行という言葉があります。古くからの習わし、しきたりという中でも、文化的な部分で、それも曲げてまでというか、そういうところも押してまでやら

なくてはならないということが、本当にいいのかどうかという部分でも、慣行という言葉に、私自身、今、戸惑いもあったりしているということがあります。障がいのある人たちのことを思って考えて、条例を見てしまうと、ある一方で、ない人の側から見たときに、本当にうまく伝わっているかというと、なかなか伝わりにくいということがあるなと思っているのですけれども、やさしい言い方といいますか、平易な言い方で言おうとするとぼやけていくということが非常にあるので、長い文書をまず短くしたいということがあって、もう少し簡潔にできないのかということが一つあります。そのことによって、理解がなかなか進みがたいところについては、これはどうしてもガイドライン的なものが必要になってくるのではないかと思います。条例の中には、条例にふさわしい言い回しというものがあってしかるべきかというところもあって、少し揺れているところではありますが、私自身はできるだけ多くの方々に条例の最初の部分を読んでいただいて、そういうことを必要としている人たちがいて、そのことに大変長い間、議論を重ねてきているという部分もご理解いただけるうれしいと思って、事務局案のほうが分かりやすいのかと感じています。

（長澤座長）

ありがとうございました。確認なのですが、今、ガイドラインという言葉がありましたが、これらを理解する上での何らかの補助的なものというのは、今後、作ることはお考えなのですね。そこはよろしいですか。

（事務局）

はい、考えております。

（長澤座長）

では、今までいろいろ出された意見で、短い文書になるべくしたうえで、でもそこからなかなか伝わりにくい部分や分かっていただきたい部分については、そういうガイドラインのようなもので補っていきたいと思います。では、改めて、第２条の（６）も含めて（７）までの部分でご意見はいかがでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

あまり理解ができないので、詳しく教えていただきたいのですけれども、１ページの真ん中くらいに、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保することが必要ですと書いてあるのですけれども、この言葉を少し詳しく教えてもらいたいのですけれども。

（長澤座長）

前文の真ん中より少しうえあたりですね。もう少し説明をいただきたいということなのですがよろしいでしょうか。可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保

されることが必要であるという意味、とらえ方についてです。

（事務局）

この部分は、障害者基本法の基本理念から持ってきている部分ですが、どこで誰と生活するかということは、住居を自分たちで選択していくと。誰と住むかということも選択していくと。それが即入所ということではなくて、グループホームであったり、一般のアパートであったり、そういう部分は自分で、どこに住んで、どこで生活していくかということも、自分たちが選ぶのだという意味合いの言葉だと理解しております。

（長澤座長）

いかがでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

そういうことだとは分かりませんでした。グループホームなどで、そういうことだったのですね。私は、どこで誰と生活するかということの選択を自分が誰と生活したいかということが、もし自分が言ったら、それが可能になるのか、できるのかというような変な疑問というか、障がい者の人が、これはグループホームというものは障がい者一般というか、施設に入る人のことを言うのでしょうか。私たち、中間と言ったら悪いかもしれないのですけれども、普通の障がい者というか、施設に入っていない一般の障がい者の立場として、この言葉をとらえたときにどうなのかと思ったのです。

（事務局）

どこで誰という部分で、一人暮らしがしたいのか、家族と一緒に住みたいのかという部分も含めての表現だと理解しております。

（長澤座長）

いかがでしょうか。では、改めまして、第２条までの部分でご意見よろしいでしょうか。事務局の再提案の方向でいくということも含めてよろしいでしょうか。では、今のものも含めて、第３条市の責務、第４条市民等の責務についてもご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（角家委員）

第４条の市民の責務について、以前に弁護士会から意見書を出させていただいているのですが、ここでもう一度、その点をお話しさせていただきます。弁護士会としては、第４条１項、２項、３項と並列して書かれてある２項、３項が障がいのある人の責務として定められているということについて、問題提起をさせていただいたところです。第２項、第３項が障がいの当事者の方から自分たちの取組みとして語られる分には、私たちは全面的に支持しますけれども、それを法律で障がいのある人の責務だと規定することが反対だという意見です。

具体的には、２項、３項については、障がいのある人の責務ではなくて、市民の役割として意見書では、次のように定めるということを提案しています。具体的には、「障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がい及び障がいのある人に対する理解と交流を深めるよう努めること」。もう一つが、「市が実施する障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とした差別をなくすための施策に協力すること」。これを市民の役割として定めるとすることが適当だと考えます。

（長澤座長）

すみません、今の提案で、資料のどこでしょうか。

（角家委員）

９月 18 日に開かれた、第 11 回検討会の参考資料３として、弁護士会からの意見書（２）でお示ししたところです。

（事務局）

２ページですね。

（長澤座長）

第４条の２項、３項ですよね。そこのところについて。

（角家委員）

１項は残しておいて、２項、３項はそのように変えるという趣旨です。

（長澤座長）

修正ということでご意見いただきましたが、その点について、ほかの委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

（金子委員）

第４条の２項、市民との交流を図らなければなりませんという表現になっていますけれども、具体的にはどういうことを考えられるでしょうか。きついような感じがするのですけれども、市民との交流を図らなければならない。これはいろいろ障がいのある人たちの立場があるのでしょうけれども、その辺の考え方を教えてほしいのです。

（長澤座長）

２項の交流について、川崎委員お願いいたします。

（川崎委員）

中間とりまとめの際の②、③というあたりが、主に私が発言した内容がここに反映しています。その際、申し上げたこと、議事録に残っていることと若干相違するかもしれませんけれども、障がいのある方の発信力というものは非常に大きなものがあるのだということ。そういう意味で、生きづらさといったものを伝えていく力としては、ぜひ取り組んでいただき

たいということ。

そして、もう一つ、残念ながらということで申し上げたのは、障がいのある方同士、障がいの種別間で差別感があることもある。これも事実だということを申し上げました。そういう意味では、障がいのある方同士の理解も、これは深めてほしいという意図のことを申し上げて、これが条文として載って、たたき案ができたわけです。しかし、その先まで言わせていただくと、弁護士会のご指摘はそのとおりだと思います。条文として載せる姿はふさわしくないというのはそのとおりだと思いますが、ただ、そういうこともあるという側面は、皆さんからもぜひ議論もいただきたいし、そういった取組みをどう進めるべきかというあたりも含めて、最終とりまとめにおいて取り上げていただいて、何らかの整理をいただければありがたいかと思いますし、文言としては、もう少し詰めていただきたいのですけれども、弁護士会の提案はそのとおりかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。今のでよろしいですか。

（金子委員）

非常に分かりました。もっともです。

（長澤座長）

ほかに４ページの第４条までの部分についてのご意見をお出しいただきたいと思います。

（伊東委員）

４条の２番についてなのですけれども、交流を図らなければなりませんとありまして、以前、聞いた話を紹介したいと思うのですけれども、耳の聞こえない方で、地域の中で暮らしてらして、回覧板を回すときに、耳の聞こえる方同士ですと、チャイムを押してごあいさつをしながら、手渡しで渡すという地域なのだそうです。ですが、耳の聞こえない方のところにだけはポストに入っているということで、自分のところも同じようにきちんと、耳の聞こえない方はチャイムを押すと光で知らせてくれるようなシステムがありますので、また筆談でも話ができますし、そういった方法で手渡ししていただきたい。交流を図りたいと思ってのことだと思うのですが、それをお隣の方に申し上げたことが、それが受け入れられないということで、町内会長にお願いして、会長経由でお隣の方に言った際に、隣の方がいらして、願いが叶うのではなく、なぜ言ったんだ、恥ずかしい思いをしたというような対応があったということで、やはり交流を図りたいと思っても、弁護士会の意見のように市民の周知啓発がまず先にあってなのかと思いまして、申し述べさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（遁所委員）

基本的には弁護士会の意見書に沿ったものとして賛成なのですが、中央区の説明会に説明する側として参加させていただいたときの意見として意見６があがっているのですけれども、結局２、３というのは、障がい当事者に求めるものではなく、行政の責務として取り組むべきではないかという、そのとき、市民の方のご意見がありました。また、改めて今、弁護士会の意見書を拝見させていただくと、ピアカウンセリングといった事業。これはこれから新潟市でも障がい福祉課でも、もう取り組んでいるということでご報告いただいている内容ですけれども、そういうところを反映させる文言として、ぜひこの第３条のところに市の責務の下くらいに、理解を深めるとともにというところでも、障がいのある人に支援するといった施策を盛り込むがみたいなところの中央区の市民の方の意見を反映したこととして、２と３はどうにか、２だけでもいいのですけれども、市の役割なのか、あるいは市の責務として、３条の次の項にあげていくなり、考えていただければと思います。一応、意見として述べさせていただきました。もっと具体的に言うと、ピアカウンセリングや自立生活プログラムというものをもう少し広めたい。それから、特に精神の方、今日、正道委員はご欠席ですが、ピアサポーターという制度をもう少し充実し、そしてまた今、新潟市でも新たな課題となるひきこもりとか、そういうところにも３条、４条あたりが大事な後ろ盾としてやるような内容として反映させるように、もう一度、考えていただいてもいいのかと。結論から言えば、やはり弁護士の意見書にしたがったものでもいいとも思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（竹田委員）

私も結論としては、弁護士会の角家委員がおっしゃっていただいた意見に賛成なのです。というのは、障がいのある人というのは、そもそも私たちが障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされる条例を作ろうということで論議してきている中で、その背景の中には、常にいつ何時、時間軸の中で、今、障がいのない人であっても、いつ障がいのある人になるか分からない。そこのところをまず前提としてあるのだよねと。常に障がいのある人ない人というものが分け隔てられて、別の世界に住んでいるのではなくて、常に時間軸の中で、障がいのある立場になったり、障がいのない立場になったりという、それは環境の中でです。そういうことの中での思いがすごく私の中で強くあって、この中で言っていることは、とても大切なことだと思っているのですけれども、その主語が障がいのある人はという形で、２と３になってしまうと、本来の意味が逆に薄れてしまうという思いがありまして、角家委員がおっしゃっていただいた弁護士会の意見書に賛成です。

（長澤座長）

ありがとうございました。さまざまご意見いただきました。川崎委員からは、こうなった趣旨についても説明いただきましたので、最終とりまとめに今のような意見を反映してご検討いただきたいと思います。

（川崎委員）

お一方お一方の発言に反応するようで恐縮なのですが、遁所委員から３条につけ足しをどうかということで、ピアカウンセリング、ピアサポーターというものの制度的なご提案があったかと思うのですが、私は基本的に反対します。というのは、この条例は福祉施策としての条例ではないのだということをまず前提に置かせていただいて、やはりまちづくりを前提としたという意味合いから、個別のところを折り込むのは避けたほうがいいという意味で、反対させていただきます。

（桝屋委員）

２項、３項のことについてなのですけれども、私の意見を言わせてもらえば、市民との交流を図らなければなりませんという、かなりきつい文言なのです。私みたいに言葉を発することができる人間であれば、この言葉は別に取るに足らないことなのですけれどもそうでもない。やはり心にトラウマがあって、自分の意見をうまく伝えられないといった方にとっては、この言葉はとても重くのしかかるものである。なので、２項に関しては、市民との交流を図らなければならない。もちろんそれは大事なことなのですけれども、そのための前段階として、行政の方にはそういう市民との交流を図るための道筋を作るサポートをしていただくということが、まず大前提だということも、一つ申し上げておきたいと思います。３項については、私は、常々思っているのですけれども、私の知っている方の例を挙げますが、同じ発達障がいでさえも差別するということが前提としてあげられています。悲しい事実です。自分のことしか見えていないから、他人のこともよく分からないということがよくあるのです。だからこそ、障がいのある３項については、このままでいってほしいと思っています。自分以外の人間は違うということを認識する。そして、自分とは違う苦しみを持っている人がたくさんいる。それは健常者であろうがなかろうが、苦しみを持っている人は多々いる。そのことを認識するということはとても大事なことだと思っています。

（長谷川（美）委員）

４条のところですけれども、２項と３項、市民の役割という言葉にするということで、お話があったときに、実は私はほっとしたということが正直なところだったのですけれども、よく考えてみると、もしかしたらこれは責務なのかもしれないと思っていて、やはりきちんと発信していくということも必要であり、それができなければ、誰かから代わりになってや

ってもらうということも、当然あるわけで、きちんとそういったことを発信していく必要もあるのかということから考えると、広く考えると責務にあたるのかと思いました。

（熊倉委員）

ともに生きる新潟市づくり条例というものですから、障がいのある人もまちづくりに参加する責任があるのだという趣旨は、何らかの形でここに、実は入れていただきたいと思うわけです。そして、今ほど、皆さんがいい意見を出されて、そうだと思っておりますが、障がいのある人もない人も、互いにそれぞれの生きづらさといいますか、生きていく上での困難というものを理解し合うという、ここに入れるべきかどうか分かりませんけれども、そういうことも、障がいのある人もない人も、ともにまちづくりに参加するということと、やはりお互いの事情を理解し合うということをこの４条あたりで位置づけることができないのかと思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。４条までたくさん意見をいただきました。皆様からのご意見を踏まえまして、それらを最終とりまとめ案に反映させていただきたいと考えます。

第２章に移ってよろしいでしょうか。

（遁所委員）

４ページの項といいますか、今の議論については、もしかすると新潟市の条例の目玉というか、ほかの都道府県、市町村にないところになるかもしれないところなので、もう一回、事務局サイドの皆さんのほうで直した案について、もう一度、議論をさせてもらえないでしょうか。事務局案でそのまま通るのではなくて。

（長澤座長）

再提案して次回に検討すると解釈してよろしいですか。

（遁所委員）

もしでしたらお願いしたいと思います。

（事務局）

次回に間に合うように作業したいと思います。

（遁所委員）

大変ですがよろしくお願いします。

（長澤座長）

それでは、第４条につきましては、再度、事務局から案を出していただきまして、次回以降、検討したいと思います。

（長谷川（美）委員）

熊倉委員からご指摘があった、障がいのある人もない人もまちづくりに参加するという趣旨に関しては、そのとおりだと思います。前文の２段落目のところに社会を構成する一員としてという文言がありますので、このことで社会を構成する一員として、障がいのある人が認められという部分があればいいのかと思いました。

（長谷川（イ）委員）

市の責務ということについて、私は西区の自治協議会の役員で、来年３月に満期で終わるのですけれども、そこで一応、自治協議会というのは、コミュニティ協議会や自治会といった地域に密着したところなのですけれども、中間のところに課長から来ていただいて、障がい者のことを説明していただいたのですが、西区で会合を開いたときに、自治協議会の役員の人たちが来てくれたのはたった一人だったのです。関心が全然ないということが、一応分かったのです。私も最初のうちは、障がい者のことを訴えてきたのですけれども、そこのところで訴えていると、自分が惨めになって、孤独になって、それはやめて、自分は障がい者というよりも高齢者となると、みんなが一つになるのです。だから、そのようにしてきたので、市の責務とありますけれども、本庁から各区に対して、こういうものを周知啓発というか、訴えていってもらいたいのです。こういう立派な条例ばかり作っても、私たちばかりがあれで、地方のほうには全然関心を持ってもらえないというか、そういうことですので、市の責務というところでお願いします。

（長澤座長）

この条例を作り、より多くの人に分かっていただくという努力を市のほうでも積極的にしていただきたいと思います。

では、改めまして、第２章に移っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 15 の５ページをご覧ください。第２章の障がい等を理由とした差別の解消、第１節不当な差別的行為の禁止になります。第５条何人も、次に掲げる不当な差別的行為をしてはなりませんとしています。この「何人」の範囲につきましては、新潟市域にいるすべての人を想定しております。

次のページ以降に、分野別の一般的な差別的行為について確認いただけたらと思っております。６ページから８ページにかけては、不当な差別的行為とはどのような行為を指すのか。一般的な規定を条例に盛り込むべきという意見を踏まえ、分野別に規定を盛り込んでおります。６ページの第１号では、福祉サービスの分野において、不当な理由なしに障がい等を理由として行う拒否や制限を差別行為としております。ここでいう福祉サービスというのは、

障がい福祉サービスだけでなく、保育園をはじめとするさまざまな差別を指しております。

次に、２号と３号ですが、医療と商品・サービス提供の分野について規定しております。次に、４号ですが、これは雇用に関する不当な差別的行為として募集、採用、労働条件などについて規定しております。

７ページに移りまして、第５号の教育では、障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないことを差別としております。また、障がいのある人やその保護者の意見を聞かず、もしくは意思を最大限尊重せず、少し言い回しがおかしいかもしれませんが、最大限尊重せず、またはこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校を決定することを差別的行為としております。この部分につきましては、本人、保護者の意見を最大限尊重しという文言を追加すべきという意見を踏まえ、文言を追加しております。次に、第６号建物・公共交通分野については、正当な理由なしに障がいを理由として利用を拒否すること、制限することを差別的行為としております。四角囲みの中で、建物その他の施設の範囲を例示しております。基本的には、建物の範囲としては、こういうものがいいのではないかということで、例示させていただいております。次に、７号の不動産の取引に関する行為としては、正当な理由なしに障がいを理由として不動産の売買、賃貸を拒否、制限することを差別としております。次に８号、情報を提供する場合と、情報を受け取る場合については、正当な理由なしに障がいを理由として拒否、制限することを差別的行為として例示しております。

８ページに移りまして、９号は第１号から第８号まででではカバーできないケースがあった場合に対応する規定となっております。第６条の合理的配慮の不提供の禁止につきましては、次回でご議論いただきたいと考えております。

次に、12 ページまで飛びます。第２節、障がい等を理由とした差別の未然防止策ですが、こちらについては中間とりまとめを踏まえ、７条から 10 条までの四つの取組みを規定しております。第７条では、市民の理解を深める周知啓発または研修を市が行うこと。

それから、13 ページに移りまして、第８条では、市が障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための交流の機会を提供ということを規定しております。第９条では、障がいのある人に配慮した取組みを行う事業者の情報を積極的に市民に周知することを規定しております。

14 ページに移りまして、第 10 条、条例推進会議ですが、これは前回の検討会でもご説明いたしましたが、地方自治法上、市の附属機関は執行権を有しないということですので、情報発信や人材育成などを行うことはできないということで、第１号から第３号にある文言を協議提案という附属機関の形に書き換えております。なお、条例推進会議では、差別解消法

に定める差別解消支援地域協議会が行う事務について、所管することを想定しており、第４号にその他、市長が認める必要な事項という規定を盛り込み、対応できるようにしたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたページ数でいいますと５ページから 14 ページまでです。ご意見をいただきたいと思います。まず、第５条につきまして、意見をいただいてよろしいですよね。どのような行為が差別に該当するかということで、具体的な説明が６ページ以降にあげられております。いかがでしょうか。まずは５条についてどうでしょうか。

（竹田委員）

内容について意見があるわけでないのですけれども、（１）から（７）まで、すべて一番最後の語尾に、例えば、（１）で言いますと、「またはこれに条件をつけることとその他の異なる行為」。「その他の異なる行為」という言葉がついているのです。これはどうも普通に読んでいると意味が分からないのです。（４）のイを見ますと、ここだけ「その他の異なる行為」ではなくて、「賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について、正当な理由なしに、障がいなどを理由として、異なる行為」という書き方をしてあって、その他のという言葉がここでは抜けているのです。これを一生懸命考えてみたら、これはそういうことかと。要するにその他障がいのない人と異なることをなすことを総括しているのかと意味を取ったのですけれども、もしそうだとすると、今、私が言った言葉が適切かどうか分かりませんけれども、そこまでかみ砕いて、分かりやすい言葉にできないかと思ったのです。

（長澤座長）

ありがとうございます。文末の表現ですね。きちんと理解していただけるような表現を検討していただきたいと思います。ほかに第５条についていかがでしょうか。

（遁所委員）

（６）なのですけれども、四角で囲んで整理していただいて、具体的に分かりやすくしていただいたのですけれども、被る施設ではありますが、よく言われるというか、選挙に行くときの施設です。もうなくなりましたけれども、以前は２階に投票所があるとか、お寺は砂利道でということがあって、そこまで強制するといろいろな議論が起きますけれども、ただ、具体的に挙げていただけるなら、学校も被ってしまいますけれども、投票所に行くための施設というものをどうにか入れていただければと思います。

（長澤座長）

投票所ということを具体的に入れていただきたいというご意見でした。ほかはいかがでしょうか。

（角家委員）

（２）の医療を提供する場合のところで、それ自体は異論ないのですが、それ以外に、誰とどこで生活するかということがありました。それにも関連することで、ご本人の治療とか、生命、身体を守るのに必要ないのに望まない施設入所を強要したり、入院を強要するということが大きな問題として、特に精神障がいの方の場合にあると思うのですが、そこへの言及が必要ではないかと思われます。

（長澤座長）

ありがとうございました。本人の意思に反する入院と収容等を禁止するようなものということですね。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

（熊倉委員）

住居選択の自由だとか、暮らし方の選択の自由については、（１）の中に包含されているのかと思います。そして、不動産の賃借という意味で言えば、（３）の中でも出てくるのかという気はしていますけれども、つまり今まで入所施設を本人の意思に関わりなく、そういうものを作って、そちらの利用を強いてきたということが反映されて、ああいう言葉になっていると受け止めておりますけれども、つまりそれは本人の権利ということをまだ重視することが必要だという認識に全く立っていなかった時代で、本人の意向や意思というものを全く斟酌するところなく、支援する側が一方的な判断でよかれと思って、そのようにやってきたということだと思いますので、（１）のいわゆる相談支援といいますか、福祉サービスについてのさまざまなご本人の要望があったときに、これに対して、やはり意向に応じて、求めに応じて相談をし、その求めにできるだけ沿ったような提案をし、支援をするということだと思いますが、そういうことで包含されているのではないかという気がします。

（長澤座長）

ありがとうございました。現在のこういう文言でも、今のようなことがカバーできるのではないかというご意見でした。ほかにいかがでしょうか。

（金子委員）

非常に具体的に書いてもらいまして、いいと思います。それと、（９）で前各号に掲げるということで作ってありますので、これでよろしいかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

（長谷川（イ）委員）

（２）の医療を提供するというところなのですけれども、医療という、病院といいますか、私がこういう会に入る前に、一度、手術したときは手帳が４級だったのですけれども、いろいろ人と話をしていて、自分が３級にもしてもらえるのではないかということで、手術を受けたところが、一応、がんセンターだったので、市役所に行って、手帳を多分もらえると思うよと言われて、ダメもとでもいいからと思って行ったのですけれども。もう私を手術した先生がいなかったのです。それで別の先生が出たのですけれども、誰でもみんなが聞こえるような音を出して、すごく恥ずかしい思いをしたのですけれども、誰でもみんな手帳を上げてもらいたいと言っているか、何とか先生がわあわあわめいて、結局はしてもらえなくて、また市役所に戻って、市役所の人が、では病院の上の人に言えば、多分、資料も残っていると思うからということで、病院に電話したりして、そしてまた始めたのです。だから、こういう法律があれば、また真ん中に入ってくれる人がいれば、解決方法もあると思うのですが、私の場合は、市役所に言ったことで、市役所のほうで今度、病院の先生が頭にきてしまったみたいなところがあって、今度、私に対しての対応といいますか、手帳をしてくれたことはしてくれたのですけれども、その後、また２年ごとに見直しがあったのですけれども、今度は断られたりして、別な病院へ行ったりしたのですけれども、病院の事務局長に言ったことに対しての解決方法みたいなものが、個人対病院という感じであったのですけれども、そういう相談機関みたいなものがあれば、もっとスムーズな解決方法があったと思うのです。だから、こういう（２）のところにもう少しそういうものも盛り込んでもらいたいと思うのですけれども、病気ばかりではなくて、病院のお医者さんなど。

（長澤座長）

この文言だと、今の体験されたこと。

（長谷川（イ）委員）

少し違いますよね。病気のことですよね。手術を断られたり、そういう病気のことなのですけれども、病院に関することなので、ここでなくてもいいのですけれども、そういう相談機関みたいなところの条例みたいなものがあれば。

（長澤座長）

まずはそういう規定をしたうえで、その対処というのは後のほうに、もしこういうことをされたら対応できるということが書かれているので。

（長谷川（イ）委員）

ここでも大丈夫なのですね。

（長澤座長）

ということで伺っているのですね。これで今のようなことはカバーされるかということで

しょうか。

（事務局）

ここの規定では、差別的行為の禁止という条文の中で、具体的な例を挙げている部分でございますので、相談につきましては、また後の部分で出てきますので、差別の例として、こういうことが差別に当たるという例示だとご理解いただければと思います。

（長澤座長）

５条につきましてよろしいでしょうか。具体的な規定をしておりますが。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。差別禁止ということに合うかどうか分かりませんけれども、私が６年前に市民病院に事故で入院したことがございまして、その間にたまたま新潟県知事選挙があったのです。病院内でも選挙ができますよという放送があったらしいのですが、私が分かったのは選挙が終わった後だったもので、とても悔しくて、私も選挙をしたいと思ったのですが、放送も分からないので、私が聞こえないということで書いてくだされば いいのですが、そのことを看護婦さんに言ったのですけれども、最後、看護婦長さんが謝りに来られまして、謝っていただいても、これは済む問題ではないと思っておりまして、前もって分かっていれば、筆談でも情報保障していただくということもできると思います。そのあたりなど入れていただければと思っております。その辺も合理的配慮のほうの関係なのは、こちらのほうに入るのか、入れていただければと思っております。

（長澤座長）

ご意見ありがとうございました。ここで言うと（８）に該当する行為なのかと思ったのですが、今のようなことも今後はそうならないように作られているのではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

（事務局）

合理的配慮の範疇かと今、お聞きして思いましたので、ガイドラインの中ですとか、そういうところを表記できればと、今は考えております。

（長澤座長）

石川委員よろしいですか。ありがとうございました。第５条についていかがでしょうか。では、次の６条については、対象範囲について、最初に申しましたように、次回の課題ということで、ここのところは飛ばせていただきます。次回、議論したいと思います。２節の７条、８条、９条について、何かご意見ございましたらお願いいたします。７条周知啓発及び研修の実施の文言、表現。８条交流の機会の提供のこういう表現、表記。９条の事業者の周知に関する表現はいかがでしょうか。

ありませんというご意見がありました。また、お気づきのときには、まだご発言の機会はありますので、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

では、10 条につきまして、いかがでしょうか。条例推進会議の設置等についてです。ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

（川崎委員）

10 条、たたき案の修正後の内容で基本的に支持します。ただ、気になっているのは、4 号です。中にある差別解消支援地域協議会が所管する事務を想定とありますので、その協議会を想定した場合に、そうすると協議会の構成員というものが、法律上、第 17 条で定めが入っております。ということは、逆に言い換えると推進会議のメンバー、そうなるかと読めないわけでもないのだけれども、そのあたり説明をいただけると、大変ありがたいのですが。

（事務局）

今の川崎委員のお話についてなのですけれども、確かに法律に構成員が例示されていますが、その例示に含まれると想定される機関は多種多様なものがあります。

まだ、具体的なガイドライン的なものが出ていない、中身は固まっていないので何とも言えないのですが、内閣府の資料を確認する限り、構成員は多種多様だと考えています。

（川崎委員）

恐らく法律には書いてあるけれども、固まったものではないとは理解しているのです。ただ、17 条、すべてきちんと整理がされているか、私の中の理解が整理されているかと言われると困るのですが、17 条の後ろから２行目のあたりに、関係機関により構成されたこれを組織することができる。できるなので、関係機関により構成されると。ここにまずあるのです。17 条の１号の最後のほう。違っているでしょうか。

（事務局）

そうです。

（川崎委員）

加えて２号で加えることができる委員が例示されていると。

（事務局）

今、内閣府のほうで、差別解消支援地域協議会のあり方研究会というものが開催されていて、その中である程度、メンバーなどもこういったものが想定されるという形が示されているのですけれども、ただ、それは地域の実情によって変わるともされているので、確定ではないですけれども、そのように書かれていますので、必ずしもメンバーが固定されるとは考えていないところです。

（川崎委員）

すみません、この辺で何が言いたいかというと、できるだけいっぱい入ってほしいという意味があるので、外さないようにという思いを持っているのです。むしろ関係機関としてくくられたのであれば、ぜひともここに入ってくるだろうところは入っていただくというくらいの仕掛けをかえって望みたいという意見を申し上げて、ぜひその方向を進めていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。今のご意見を踏まえて、ご検討をいただきたいと思います。

（長谷川（美）委員）

第９条のところなのですけれども、事業所の取組みに関する情報を、インターネットの利用その他の方法によりと具体的なものが書かれているのですけれども、ここは多様な手段でと置き換えたほうがよろしいかと思います。

（長澤座長）

９条ですね。こう書くとインターネットが中心というようなとらえられ方もあるかもしれないので、多様な方法があるのだということを回答しというご意見でした。ありがとうございました。ほかに 10 条までの部分でございますでしょうか。それでは、時間も来ておりますので、この続きは次回にしたいと思います。次回は、今日、新たに協議として提案されたことと、前回できなかったことがありますので、そこからスタートするかと思います。

では、ここで事務局にマイクをお返ししたいと思います。皆様、ありがとうございました。

３　その他

（川崎委員）

事務局にお返しいただく前に一つだけ。そろそろ第３章の条文案をお示しいただく時期が来ているのではないかと思っておりまして、今回は、当然、まだ出ていないわけですし、次回以降だろうという前提でありますが、その際にお願いしたいということを申し上げたいと思います。それは、中間とりまとめでは、市が率先して取組みを行うものという括りで整理されたもので、教育ですとか、公共交通、建物など、各分野について条文が当然、示されるということ。それにあわせて、その説明がいただけるのだろうと期待して、その時期を持っていたのですが、そのときには、できればこれまでの経緯、つまり権利条約の批准、差別解消法の制定、市の条例制定に向けた検討状況といったものを踏まえて、この条例ができたあかつきには、従前からどういった変化があるのか。また、どう変えたいのか。できれば、具体例を交えて、ご説明をいただけると、大変ありがたいと思っています。条例に期待される

こと、それは差別解消法などに上乗せ、横出しと言われるものなどもあることでもあります。市の姿勢が表れるところと考えています。さらに言えば、この条例は福祉分野に限ったものではありません。あらゆる分野に及ぶもので、まちづくりを標榜したものと考えています。こういった観点から、事務局席には、さまざまな分野を担当されている皆様からずっとご出席をいただいておりますので、次回以降なのでしょうけれども、そのご説明に当たっては、それぞれの分野のご担当からご説明いただければ大変ありがたいと思っております。加えまして、実際、市民により近いところで仕事をされている区役所においても、考え方ですとか、実務において、条例の趣旨や施策の方向が共有され、実効が上がりますよう、期待とお願いを申し上げたいと考えています。

（長澤座長）

貴重なご意見、ありがとうございました。全くそのとおりだと思いますので。

（川崎委員）

もう一つだけ、つけ加えさせていただきたいと思います。差別解消法がありましたけれども、これは国では内閣府が主導して制定しているということ。市においても、全市的な取組みとして進めていただきたいということも、また重ねてもう一回、申し上げさせていただいて、次回以降へのご要望とさせていただきます。ありがとうございました。

（長澤座長）

川崎委員、ありがとうございました。大事なご意見だと思いますので、ぜひその方向をご検討のうえ、実現できるように、そのような方向でやっていただくようにお願い申し上げたいと思います。

それでは、改めまして、事務局にマイクをお返しいたします。

４　閉　会

（事務局）

長澤座長、長時間にわたり議事進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言いただきまして、大変ありがとうございました。

次回の予告になります。次回は第 15 回目になります。前回、最後にお話しさせていただきましたとおり、１月 22 日（木）午後７時からとさせていただきたいと思います。１月 22 日は第４週目になりますけれども、正月早々の時期を避けまして、１月 22 日とご案内させていただきます。よろしくお願いします。

なお、本日、お配りした資料 15 に基づきまして、残りの部分を確認させていただきたい

と思います。失礼しました、資料 15 だけではなくて、持ち越しました資料 14 も使うことになります。

それでは、以上をもちまして、第 14 回条例検討会を終了させていただきます。本日、お忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。